

議案第114号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年4月27日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決第2号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

静岡市長 田辺 信 宏

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第19条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第19条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」

に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第16項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第17項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第18項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第19項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第21項を削る。

附則第20条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第30条の7第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第31条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第35条中「第10項、第14項から第18項まで」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項」に、「第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで、第36項、」を「第24項、第27項、第31項から第33項まで、第35項、第38項若しくは」に改め、「若しくは第40項」を削る。

附則第35条の2の見出し及び同条第1項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第2項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第3項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第4項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 この条例による改正後の静岡市税条例附則第30条の7及び第31条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。